

# 社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会役職員等旅費規程

施行 昭和50年 4月1日  
改正 平成 8年10月1日  
改正 平成15年 4月1日

## (趣旨)

第1条 この規程は社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の業務のため旅行する本会の役員及び職員（以下「役職員」という。）並びに役職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

## (旅行の種類)

第2条 旅行は、県内旅行及び県外旅行の2種とする。

## (旅費支給)

第3条 役職員が旅行命令を受けて、旅行した場合には当該役職員に対し旅費を支給する。

2 役職員以外の者が、本会の依頼を受けて社協の用務のため旅行した場合には、その者に対し、前項に準じ旅費を支給する。

## (旅行命令依頼)

第4条 旅行は、会長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が発する旅行命令等によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によって業務の円滑な遂行をはかることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。

3 旅行命令者は旅行命令等を発し、又はこれを変更するには旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載して行うものとする。

## (旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料とする。

2 鉄道賃、船賃及び航空賃は、鉄道旅行、水路旅行及び航空旅行についてそれぞれの路程に応じ、旅客運賃等により支給する。

3 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ）旅行について、路程に応じ1キロメートルあたりの定額又は実費額により支給する。

4 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

5 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

6 交通費は、東京都の区の存する地域及び政令指定都市滞在に限り、1日当たりの定額により支給する。

#### (旅費の計算)

- 第6条 旅費は、最も経済的な通常の方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的の通常の方法によって旅行し難い場合には、その現に旅行した経路及び方法によって計算する。
- 2 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、前項ただし書の規定により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数をこえることができない。
- 3 在勤地又は出張地以外の地に住居又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から、目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。
- 4 業務の都合により、1日の旅行において日当又は宿泊料が定額を越えた場合には、現に支払った額とする。

#### (旅費の請求手続)

- 第7条 旅費の支給を受けようとする者は、旅費請求書を旅行命令権者に提出するものとする。
- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた者は、当該旅行の完了後すみやかに当該旅費の精算をしなければならない。

#### (鉄道賃)

- 第8条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）急行料金及び座席指定料金及び寝台料金による。
- （1）その乗車に要する運賃
- （2）急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃の他、急行料金
- （3）座席指定料金を徴する客車を運行する路線による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金
- （4）公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、第1号に規定する運賃及び第2号に規定する急行料金のほか、現に支払った寝台料金
- 2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。
- （1）特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
- （2）普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの
- 3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

4 前3項に規定する運賃、急行料金及び座席指定料金によることが該当旅行における特別の事情のため困難である場合には、任命権者が定める運賃、急行料金及び座席指定料金によることができる。

(運賃)

第9条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。）

以下「運賃」という。）寝台料金及び座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を3等級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 特別職の職務にある者については、上級の運賃

イ 一般職の職務にある者については、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2等級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号または第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第10条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第11条 車賃の額は別表第1の定額による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には実費額による。

(日当)

第12条 日当の額は、別表第1の定額による。

2 県内の旅行の場合及び公用車を利用した場合における日当の額は、業務上必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。

3 長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市及び三島郡出雲崎町への旅行の場合における日当は第2項の規定にかかわらず、支給しない。

(宿泊料)

第13条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又はその他やむを得ない事情により上陸又は着陸した場合に限り支給する。

(在勤地内旅行の旅費)

第14条 在勤地内における旅行については、次の各号の1に該当する場合において、当該各号に規定する旅費を支給する。

- (1) 交通機関を利用する必要がある場合には、これに要する鉄道賃（ただし、下級の運賃）及び車賃の実費
- (2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第1の宿泊料定額の範囲内で規則で定める宿泊料
- (3) 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、宿泊する場合には、別表第1の宿泊料定額の範囲内の実費額の宿泊料。
- (4) 交通機関を利用する必要がある場合には、これに要する鉄道賃、船賃及び車賃の実費。

(公用車の使用)

第16条 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、本会が供与する自動車を利用して旅行した場合には、不当に旅行の実費をこえる旅費を支給することになるときは、そのこえる部分の旅費を支給しないことができる。

2 前項に定める旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により、又、当該旅行の性質上困難であると認めた場合には、当該旅費を越える実費を支給することができる。

(旅費支給の制限)

第17条 用務の性質上、他から旅費に相当する額の旅費の支給を受ける場合には、その限度においてこの規程による旅費は支給しない。

(打切旅費)

第18条 予算上又はその他の理由により、旅行者に対して第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条及び第15条の規定に拘らず、打切旅費を支給することができる。

(準用規定)

第19条 外国旅行、その他この規程に定めない事項については、刈羽村職員の例によるものとする。

(委任)

第20条 この規程の旅行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1. この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

2. この規程改正は、平成8年10月1日から施行し、平成8年4月1日から適用する。
3. 社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会給与規程（昭和50年4月1日）は廃止する。
4. この規程改正は、平成15年4月1日から施行する。
5. この規程の一部改正は平成25年9月17日から施行する。

別表第1

区分	日 当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	交通費 (1日につき)
役員	2,600円	14,800円	1,500円
職員	2,200円	10,900円	1,500円

## 備考

- 1 職員が役員に随行する場合は、これら上位者と同額の旅費を支給する。
- 2 車賃の額は、1キロメートルにつき22円とする。

別表第2

区分	鉄道50キロ メートル未満	鉄道50キロ メートル以上 100キロ メートル未満	鉄道100キロ メートル以上 300キロ メートル未満	鉄道300キロ メートル以上 500キロ メートル未満	鉄道500キロ メートル以上
役員	126,000円	144,000円	178,000円	220,000円	292,000円
職員	93,000円	107,000円	132,000円	163,000円	216,000円

## 備考

- 1 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって、それぞれ鉄道1キロメートルとみなす。
- 2 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。